# 誌上法学 講座

消費生活相談に 関連する刑法 第6回

# 強盗、恐喝、脅迫

**穴沢 大輔** Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授 専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』(共著、信山社、2021年)など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

これまでは大枠でいえば「だまされて」財産が 奪われる場合をみてきましたが、「脅されて」財 産が奪われる場合について考えてみましょう。 「脅す」という言葉が、刑法上、どのように評価さ れるのか、いくつかの観点から分析することに します。

#### 強盗罪

**事例 1** XはA宅に侵入し、「金を出せ」と ナイフでAを脅して財布などを奪った。

これが強盗とされることは皆さんご承知でしょう。刑法236条は「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者」を強盗罪として5年以上の拘禁刑を予定しています。事例1で、もし、Aにけがをさせる、あるいは、死亡させると、さらに重い処罰が予定されています(前者が無期又は6年以上の拘禁刑、後者が死刑、無期拘禁刑)。強盗罪が重罪とされるのは財産を奪うとともに、人身への危害をも伴うからです。

ここで覚えておいていただきたいのは、暴行や脅迫の「程度」です。強盗罪における暴行や脅迫の程度は「相手方の反抗を抑圧するに足りる程度」とされています。かなり強度のそれを要求しているように読めますね。さらに、この程度について、最高裁は伝統的に、「具体的事案の被害者の主観を基準としてその被害者の反抗を抑圧する程度であつたかどうかと云うことによつて決せられるものではない」として(最高裁昭和24年2月8日判決)、事例1のAが現実に抑圧

されていなくとも、通常はナイフで脅されれば 強盗罪は成立し得るとしています。

では、その限界はどこでしょうか。消費者被害 といえる**事例2**で具体的にみてみましょう。

#### 強盗と恐喝の違い

事例2 不用品の訪問買取査定員として勤務していた X は、A 方 1 階物置において、ネックレスの売却を拒否した A からそれを脅し取ろうと考え、A に対し、その右肩付近を手で押して転倒させ、「ポケットに入ってるんだろ」と言った上で、エプロンの左ポケットに手を差し入れて同ネックレスの交付を要求したが、A が助けを呼んだため、その目的を遂げなかった。

犯行を抑圧する程度の暴行又は脅迫があったかについて、事例2を扱った判決は、Xは、Aに「ネックレスの買取りに応じてもらうため、暴行脅迫を加えて翻意させて買取契約書に署名してもらい、会社に持ち帰るためにネックレスをその場で受け取ろうとしていたことになる。このような経緯等も踏まえると、Xによる暴行は強度のものであったと言うことはできない」として、強盗未遂罪ではなく「恐喝」未遂罪の成立を肯定しました(東京地裁令和4年10月18日判決。転倒させた暴行についても、押す力が強くなかったとしています)。

このように、反抗抑圧に至らない程度の脅迫 (暴行)が用いられると「恐喝」と評価されます。

刑法249条1項は「人を恐喝して財物を交付させた者」を10年以下の拘禁刑とし、強盗罪よりも軽い処罰となっています。その意味では、強盗に至らない程度で財産を奪う罪が恐喝罪といえます(刑法学では、「瑕疵ある意思に基づく交付」ともいいます)。

「罪の区別は分かったが、仮に事例2で実際に ポケットからネックレスを持ち出したら、恐喝 罪の条文にある『交付』とはいえないのではない かしてれは非常に鋭い指摘です。条文は被害者に よる「交付」を要求しており、持ち出す行為は交 付とは言い難いからです。これについては一般 的に、行為者が持ち去る行為を被害者が黙認す れば、「黙示の交付行為」があったと評価してい ます。ですので、**事例2**で持ち去る行為をAが黙 認した場合には恐喝既遂が成立するといえます (なお、**事例2**は実際の裁判例ですが、そこでは 事実認定が争われました[本講座第1回も参 照]。検察官はAの証言から「強盗未遂罪」でXを 起訴し、弁護人はそうではないと主張したので す。結論として、東京地裁は、Aの証言について 「信用性を肯定できない」として、先のように認 定し、恐喝未遂罪と判断しました。このように事 実認定が争われることがありますので、訪問を 受ける際は録音する旨を伝えることも防犯とい う意味で役立つように思います)。

# 脅迫とは

事例3 亡くなった夫宛てに、NPO法人を名乗る団体から「告発通知」という文書が届いた。驚いて差出人に電話をかけると、「あなたの夫がポルノビデオを買ったので告発される。今なら告発を取り下げることができるので、お金を払うように」と言われた。心当たりはないが、5回にわたって合計約300万円を送金した\*1。

脅しにはさまざまなものがあり、それが「脅迫」とされるかどうか、判断は難しいといえます。刑法学で脅迫とは「一般に人を畏怖させるに足る害悪の告知」とされています。例えば、男女交際に関して「明日あんたの会社に乗り込もうと思っていた。100万円でけりをつけようや」などと金銭の交付を要求し、この要求に応じなければ被害者の身体、名誉、信用等に危害を加えかねない気勢を示して、怯えさせる場合には、脅迫といえるでしょう(那覇地裁沖縄支部平成8年12月18日判決)。

このように脅迫とは、被害者本人や親族の「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫」するのが基本であり、財産を交付させるようなことがなくても、「脅迫罪」(刑法222条)として、処罰の対象とされています(2年以下の拘禁刑又は罰金)。

問題は、告訴・告発する意思もないのにそれを述べて金銭を要求する場合です。恐喝罪における脅迫について古く大審院は、家族に秘していた妾の事実を摘発すると通告し、金員を交付させることは恐喝罪に当たるとしています(大審院大正5年6月16日判決)ので、事例3も同様に当たり得ます(なお、脅迫罪自体については議論があります)。

それに至らない、相手を困惑させる程度では 脅迫とはいえません。例えば、ガソリンスタンド で、危険な状態だとタイヤ交換を勧められた\*2 としても、それは脅迫により金銭を交付したと はいえないでしょう(詐欺罪が成立する可能性 はあります)。

以上のように、刑法は、脅迫を用いて財産が侵害される場合には強盗罪と恐喝罪を定め、また、脅迫それ自体については脅迫罪を定めています。さらに、例えば、「〇〇大会に出場するな。出場すればどうなるか分からない」というように危害が加えられる旨が告知される場合には、「強

- \*1 国民生活センター 見守り新鮮情報「『告発する』と脅されて 300万円支払ってしまった! ] (2013年11月1日発行)を一部改変 https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen176.pdf\_
- \*2 国民生活センター 見守り新鮮情報「『危険な状態』と、ガソリンスタンドでタイヤ交換を勧められた」(2017年10月24日発行) https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen292.pdf

要罪」(刑法223条)により、脅迫罪よりも重い処罰(3年以下の拘禁刑)を予定しています。

## 特商法によって処罰される事例

では、脅迫に至らない場合はすべて処罰されないのでしょうか。最後に、この点についてみてみます。

事例4 Xは、街頭で呼び止めた通行人Aを営業所に同行させ、印章の売買契約を締結するため、「あなた自身で、その因縁を振り払わなければなりません」「印相さえよくすれば、先祖の因縁を振り払うことができます」などと執拗に言うなどして印章の売買契約の締結を迫った。

読者の皆さんの中には**事例4**のような事案についてよくご存じの人もいると思います。いわば密室で執拗に契約を迫られる行為は、特定商取引に関する法律(以下、特商法)違反として処罰の対象とされます(特商法70条1項1号。3年以下の拘禁刑または(及び)300万円以下の罰金)。ここでは「人を威迫して困惑させてはならない」という条文が適用されます(同法6条3項)。

「威迫」について、特商法の解説\*3を見ますと、「『威迫』とは、脅迫に至らない程度の人に不安を生ぜしめるような行為をいい、『困惑させ』とは、字義のとおり、困り戸惑わせることをいう」とされ、声を荒らげて「買ってくれないと困る」と迫るケースと入れ墨をことさらに見せられる勧誘のケースが挙げられています(訪問販売)。ですので、事例4もこれに該当するといえます(東京地裁平成21年11月10日判決)。

特商法の前身である訪問販売等に関する法律にこの条文が導入されたのは1988年のことです(同法5条の2第2項)。そこでは、「訪問販売において、強引な勧誘」等で「消費者が適正に判

断ができないまま契約」してしまう消費者被害の防止のために、「特に不当性が強いもの」について刑事罰で担保したとのことです\*4。当時の刑罰は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金でしたが、先のように重罰化されました。

このように、仮に恐喝罪や脅迫罪に該当するかどうか分からなくても、特商法に該当する契約類型であれば、脅迫に至らない「威迫」による困惑まで、処罰対象とされているといえるでしょう\*5。

なお、刑法学者が「威迫」と聞いて思い浮かべるのは、証人威迫罪(刑法105条の2。1958年に導入)だと思います。裁判の証人は脅迫によらずとも保護されています。

## 法益による分類

「『脅す』という一言なのに、いくつも罪が出てきてややこしい、なぜなのか」と疑問を持たれる人もいるかもしれませんね。

実は、刑法を学ぶ際に大事なこととされるのは、法益(法によって保護される利益)による分類なのです。強盗罪や恐喝罪は個人の財産を保護し、脅迫罪や強要罪は個人の自由を保護し、特商法違反の罪は、例えば、「訪問販売に係る取引の公正が害され、ひいては円滑・適正な商品等の流通あるいは役務の提供が阻害されることになる」という訪問販売の解説からは、その消費者個人ではなく社会における取引の公正さや流通の円滑さが保護されているといえます。それらの利益を侵害する手段として「脅す」行為が用いられていると理解すると分かりやすいと思いましたが、いかがでしょうか。

次回は、いわゆるカード犯罪について考えようと思います。

- \*3 特定商取引法ガイド https://www.no-trouble.caa.go.jp/law/r4.html
- \*4 通商産業省産業政策局消費経済課 『改正増補 訪問販売等に関する法律の解説』(通商産業調査会、1989年)89ページ以下
- \*5 国民生活センター 見守り新鮮情報「プロパンガスの契約先変更を迫る強引な勧誘に注意」(2022年9月27日発行) https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen432.pdf